

千葉県土地情報登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千葉市の公共事業用地及び公共事業用地取得に伴う代替地の確保について、土地所有者から広く土地情報を収集しこれを登録することにより、公共事業の円滑な推進を図ることを目的とする。

(土地情報の登録)

第2条 千葉市の公共事業用地及び公共事業用地取得に伴う代替地として自己所有地の登録を希望するもの（以下「登録者」という。）は土地情報登録申請書（様式第1号）により市長に申し出るものとする。

2 前項の規定による申し出があった土地について、次の各号に掲げる要件を満たした土地を登録するものとする。

(1) 千葉市内の概ね 1,000㎡以上の更地の土地で、公民館・図書館・市営住宅等の公共・公用施設の用地として利用可能なものであること。（都市計画事業決定用地を除く）

(2) 千葉市内の概ね 100㎡以上の更地の土地で、公共事業の代替地として利用可能なものであること。

(3) 所有権及び土地の境界が明確であること。

(4) 所有権以外の権利が設定されていないこと。ただし、当該土地が千葉市に取得等利用されるまでに抵当権等諸権利が抹消される見込みがある場合、若しくは土地利用上支障がないと市長が認める場合はこの限りではない。

3 第2条第1項の申し出があった土地について、内容を審査し公共事業用地及び公共事業用地取得に伴う代替地として適当と認められるときは、申請内容を登録し管理するものとする。

(土地情報の活用)

第3条 前条第3項の規定により登録した土地（以下「登録土地」という。）及び、当該登録土地の情報（以下「登録情報」という。）については、千葉市の公共事業用地及び公共事業用地取得に伴う代替地としての候補としての検討に活用するものとする。

ただし、他の公共機関より文書による情報照会を受けた場合、照会内容を精査し、当該公共機関に対し情報提供を行うことについて市長が適当と認める場合はこの限りではない。

2 前項ただし書きにおける登録情報の開示については、事前に登録者より同意書（様式第4号）の提出を求めることとし、登録者が同意書により開示に同意した情報についてのみ、当該公共機関に対して開示できるものとする。

(登録土地の活用について)

第4条 登録情報については、各事業局（部）に利用照会を行い、登録土地の積極的な活用を図るものとする。

2 各事業局（部）において登録土地の利用計画がある場合は、財政局資産経営部管財課と利用について協議し活用するものとする。

3 前2項の協議の結果、登録土地の利用を決定した場合は、各事業局（部）において、事業用地取得等の手続きを行うものとする。

(登録情報の取消し及び変更)

第5条 登録者は、申請した土地情報の登録について取消を希望する場合、土地情報登録取下申請書（様式第2号）に必要事項を記載の上、速やかに市長に提出するものとする。

2 登録者は、申請した土地情報の登録内容について変更を希望する場合、土地情報登録変更申請書（様式第3号）に必要事項を記載の上、速やかに市長に提出するものとする。

- 3 市長は土地情報登録取下申請書を受理した場合は、速やかに登録情報を抹消するものとする。
- 4 市長は土地情報登録変更申請書を受理した場合は、届出内容を審査し、適当と認められるときは、速やかに当該登録情報を変更するものとする。
- 5 市長は登録されている土地情報について、2年に一度、登記情報を確認するものとし、登録者からの所有権移転が確認された場合は、登録情報を職権で抹消できるものとする。

(土地取得等に関する諸手続き費用の負担)

第6条 千葉市の公共事業用地として登録土地の利用が決定した場合、登録土地の取得等に関する費用のうち、次の各号に定める諸手続き費用については千葉市において負担するものとする。

- (1) 登録土地の測量費用
- (2) 登録土地の分筆に要する登記手数料
- (3) 契約に関わる収入印紙代

2 前項各号の規程について、千葉市の公共事業用地取得に伴う代替地として登録土地の利用が決定した場合はこの限りではない。また、他の公共機関における登録土地の利用に伴う諸手続き費用の負担については各起業者の規定によるものとする。

(秘密の保持)

第7条 この要綱に基づく事務に従事する者及び資料の提供を受けた者は、知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、土地情報登録制度に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。